

改正案	現行
<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百二十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第二十八条に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第二十八条に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（</p> <p>(2)の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る。）。</p> <p>(4)（略）</p> <p>2 5（略）</p>	<p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第百二十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの</p> <p>イ 水（略）</p> <p>へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第十四条に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの</p> <p>(3) 証券取引法第十四条に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十五項に規定する有価証券オプション取引（</p> <p>(2)の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る。）。</p> <p>(4)（略）</p> <p>2 5（略）</p>

(掛金の負担及び納付義務)

第百三十九条 (略)

2・3 (略)

4 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法第二十四条に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。

5～7 (略)

(準用規定)

第百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この説の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中、「厚生大臣」とあるのは、「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは、「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは、「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十四項に規定する証券取引所

(掛金の負担及び納付義務)

第百三十九条 (略)

2・3 (略)

4 設立事業所の事業主は、基金の同意があるときは、政令の定めるところにより、掛金を金銭に代えて証券取引法第二十一条に規定する証券取引所に上場されている株式で納付することができる。

5～7 (略)

(準用規定)

第百四十一条 第八十三条、第八十四条及び第八十五条の規定は、掛金及び前条第一項の規定による徴収金について、第八十六条から第八十九条までの規定は、掛金その他この説の規定による徴収金について準用する。この場合において、第八十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第二項及び第五項並びに第八十七条第一項中、「社会保険庁長官」とあり、並びに第八十六条第六項中、「厚生大臣」とあるのは、「基金」と、第八十七条第一項から第三項までの規定中「保険料額」とあるのは、「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金の金額」と、第八十七条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保険料」とあるのは、「掛金又は第百四十条第一項の規定による徴収金」と読み替えるほか、掛金については、第八十三条第二項中「納付した保険料額」とあるのは、「納付した掛金(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第十一項に規定する証券取引所

に上場されている株式で納付した掛金を除く。)の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十条第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)

に上場されている株式で納付した掛金を除く。)の額」と、第八十四条中「被保険者」とあるのは「加入員」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所である船舶」と、前条第一項の規定による徴収金については、第八十四条中「事業主」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主(第十条第二項の同意をした事業主を含む。)」と、「被保険者」とあるのは「当該基金の設立事業所以外の適用事業所に使用される加入員である被保険者」と、第八十五条第三号中「被保険者の使用される事業所」とあるのは「設立事業所以外の事業所」と、同条第四号中「船舶」とあるのは「設立事業所以外の船舶」と、それぞれ読み替えるものとする。

2・3 (略)